

## ジュニア(育成コース)の方へ 会費などの従量制のご案内

お客様の安心のため、新型コロナ禍が終息するまでの期間において、営業再開後の会費振替分から暫定的に以下のような“月会費などの従量制”を採用します。

●従量制の暫定導入に伴い、金融機関からの月会費などの自動振替は、(毎月6日から変更し)毎月23日とします。

例)6月分振替日は6月23日(火)ですが、前月までの収納分との差額調整を行いますので、自動振替が発生しない方がいらっしゃいます。ご不明の方は、マイページで確認ください。

●クラブでは、毎月(従来は6日)、“当月分”を金融機関から自動振替をさせていただいています。従量制においても“当月分”を金融機関から自動振替させていただく点においては変更がございませんが、“従量制”下に於いては、その際に前月の営業日数により差額調整をさせていただきます。

●新型コロナ禍が終息し、通常通りの営業を可能と判断した場合には、クラブの判断により従来会費制度に復します。その場合には、会費振替日を毎月6日に戻し、その1週間以上前までにメールやホームページでご案内を差し上げます。

### 【月会費などの従量制—具体的な算式】

前月の営業日数に準拠しての月会費従量制を暫定導入します。[例]…5月の営業日数が6月収納会費に反映されます。

※月の標準営業日数=7日×4週=28日

月の営業日数が…

22日～28日の場合	→	100%課金
15日～21日の場合	→	75%課金
8日～14日の場合	→	50%課金
4日～7日の場合	→	25%課金
1日～3日の場合	→	15%課金
0日の場合	→	0%課金

※燃料付加料金は通常通りに課金させていただきます。

但し、当該月に於いて、一日もクラブが営業できなかった場合には燃料付加料金の課金を行いません。

※(スクールバスご利用の方の)バス管理費は通常通りに課金させていただきます。但し、当該月に於いて、お客様の対象曜日に1日もスクールバスを運行されなかった場合にはバス管理費の課金を行いません。